

2019年1月19日

CPTPPの加入手続に関する環太平洋パートナーシップに関する
包括的及び先進的な協定委員会決定

委員会は、次のとおり決定する。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）第5条（加入）に基づく新たな国又は独立の関税地域の加入のために必要な調整は、附属書に定める手続に従って行われる。